

朝倉筑前都市計画地区計画の決定（朝倉市決定）

都市計画新市庁舎周辺地区地区計画を次のように決定する。

地区計画の名称		新市庁舎周辺地区地区計画
所在地及び位置		福岡県朝倉市甘木、来春、一木の各一部
面 積		約 7.2 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は甘木駅から南東約 700 m、建設工事が進められている新市庁舎に南側から東側を囲む形で隣接しており、低層住宅、公共施設の駐車場、介護付き有料老人ホーム、農地などの低未利用地が分布している。また、周囲には警察署などの官公庁施設、歴史資料館などの文教厚生施設が立地しており、市庁舎の移転を契機とした周辺の一體的な土地利用を目指している。 本地区は、朝倉市都市計画マスタープランでは、市民サービスや利用者の利便性向上、住民相互の交流の場となるにぎわいの創出を図るなど、既成市街地の再構築を行い、魅力的な都市空間の創出を目指すエリアとして位置づけられている。 本計画では、用途地域の変更にあわせ、新市庁舎を中心とした新たなまちづくりに向けた一定の都市機能の誘導・集積を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	周辺の環境に配慮しつつ、小規模な店舗や行政サービス関連事務所等の施設を誘導し、新市庁舎周辺の一體的な土地利用を図る。
	建築物の整備方針	新市庁舎周辺として良好な環境を形成するため、大規模集客施設や周辺環境に影響を及ぼすおそれのある建築物の用途の制限を定める。

地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が30,000㎡を超えるもの (2) 病院でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、保育所にあつては1,600㎡を超えるもの、保育所以外のものにあつては10,000㎡を超えるもの (4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの (5) 畜舎 (6) 工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるもの及び自動車修理工場を除く。） (7) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
備 考	本地区は第二種低層住居専用地域から、第一種住居地域に用途地域を変更される。		